

パートの仲間は手をつなごう！

全労連 パ・臨のなかま NO.25

2012.6.8 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

非正規労働者の立場に立った法改正を！

大阪労連・非正規労働者部会 大阪労働局交渉実施

5月31日、非正規労働者部会としては、初めての労働局交渉を行い、10名が参加。交渉では、有期労働契約の規制やパート労働法の改正など、非正規労働者の立場にたった法改正を要請し、職場の実態を訴えました。

労働局

有期労働契約法やパートタイム労働法「改正」、最賃引上げについては、要請の中身について本省に上げる。



労働組合

- ・労働相談では「働きざかりの契約職員の男性からは、正職と同じ仕事をして出張にも行き賃金は正職の6割。7年勤めたが雇い止めにあった。」などの相談がある。
- ・郵便業は60%が非正規で、正職と非正規の仕事を分けたが、実際にはそんなことはできない。青年層が5年・10年と働いているが、正社員への道が遠のいて、「無期限の試用期間」になっている。若者が展望を持てる環境にしないといけない。
- ・自治体でも非正規は40%を超え、アウトソーシングが進んでいる。恒常的にずっとある仕事に半年、一年雇用の労働者を雇い、何かあれば有期だからと切られている。ずっとある仕事に非正規が増えてきているが、本当に求められていることは、そのような労働者を使わせない制度。
- ・生協の店舗は、ほとんどがパート・アルバイトの一年雇用なので、無期雇用にしてほしいと要求したが、理事会は「何かあったときのために」と無期にしない。正規同様の無期でないと将来に展望が持てない。
- ・このような労働者の実態は一部だが、このようなことが当たり前になっていて、労働者の働き方は非常に厳しくなっている。現状のままでいいのか。

労働局

不安定雇用が増えることがいいとは思っていないし、今の法律で充分だとは思っていない。しかし、労働局としては、今の法律を公正・中立の立場で守っていくことが大切だと考えている。

労働組合

大阪労働局としても今の大阪の労働者の実態を受けとめ、労働環境改善のための取り組みを強化してほしいことを要請し、交渉は終了しました。

(大阪労連非正規労働者部会ニュース No4 より)

静岡パ臨連 最賃引上げ求め、労働局への要請

静岡県評とパ臨連は6月5日、静岡労働局へ「最低賃金1000円以上の実現と全国一律最賃制への接近をめぐる要請」を、林県評議長以下9名で行いました。

要請事項

- 1、最低賃金を大幅に引き上げ、早急に時間額1000円以上とすること。
- 2、地域間の最低賃金格差を縮小させ、全国一律最低賃金制に接近すること。
- 3、最低賃金審議会委員及び専門部会委員を公正に任命すること。また、現行法にある意見陳述の仕組みを実効あるものとするよう制度運用を改善すること。そして、地域で公聴会を開催するなど、より広範な労働者の意見を聴取し審議に反映させること。
- 4、最低賃金違反を根絶させるため、労働基準監督官を増員し、監督行政の強化を図ること。
- 5、最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、政府の責任において中小零細業者の経営支援を抜本的に強化すること。

交渉のなかで、労働局は、2009年の政労使合意を推進すべく進めており、要請項目の1、2に関しては同じ思いであることを表明しました。審議委員の公正任命、意見陳述等については、従来の見解と変わらず、法律に則り適正に任命しており、意見陳述については審議会の中で読み上げ反映しているとの主張に、参加者からは、一部の組織に偏った任命であることの不当さと、任命基準が明示されないこと、様々な意見が反映されていないこと等が反論として出されました。

なかなか景気の回復がみられないなか、最低賃金の大幅な引き上げが内需を拡大させ、地域経済を活性化させること、生計費主義に基づき、暮らせる賃金として最低賃金1000円以上は当然であることを主張し、政労使合意の「できるだけ早く最低800円以上、2020年までに平均1000円」の実現にむけて努力することを強く要請しました。



最賃審議会が開催される7月には、「全国一律最賃・時給1000円以上の実現を求める要請」署名を提出する予定です。